

証明書コンビニ交付サービス開始!!

証明書コンビニ交付サービスとは、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアなどで住民票の写しなど各種証明書を取得できるサービスです。店舗内にあるマルチコピー機(多機能端末)の画面を操作し手数料を投入することで取得できます。

◎サービス提供時間

- ・午前6時30分～午後11時00分
- ※年末年始の12月29日から1月3日の6日間を除く



◎証明書コンビニ交付サービスで取得できる証明書および手数料

取得できる証明書	手数料		取得条件
	役場窓口	コンビニ	
住民票の写し	200円	200円	・南関町に住民登録がある本人および同一世帯の人の分を取得可能です。 ・本籍、続柄、個人番号記載の有無を選択することができます。 ・住民票コードが記載された住民票の写しは取得できません。
印鑑登録証明書	200円	200円	・南関町で印鑑登録している本人分を取得可能です。

◎利用方法

利用の際には、マルチコピー機にマイナンバーカードをセットし、画面の説明に従い利用者証明用電子証明書の数字4桁の暗証番号を入力してください。

〈マイナンバーカード〉



◎留意事項

- ・15歳未満の人は証明書コンビニ交付サービスを利用できません。
- ・マイナンバーカードに利用者証明用電子証明書を搭載していない人は証明書コンビニ交付サービスを利用できません。
- ・マイナンバーカードの交付を受けた当日および転入手続きをした当日等は、証明書コンビニ交付サービスを利用できません。
- ・暗証番号の入力を連続3回間違えるとロックがかかり、ご利用できなくなります。その場合は役場窓口で暗証番号の初期化が必要です。
- ・コンビニ交付の証明書はA4サイズの普通紙に改ざん防止処理が施されて印刷されます。役場窓口の証明書とは用紙が異なります。

〈マルチコピー機〉



◎取り扱い店舗



※マルチコピー機(多機能端末)設置店舗のみ利用できます。上記以外の事業者や店舗については、J-LIS(地方公共団体情報システム機構)のサイト(<https://www.lg-waps.go.jp/01-03.html>)を参照してください。

問 税務住民課 住民係 ☎57-8502

マイナンバーカード 休日臨時窓口を開設します

交付手数料 **無料!**
顔写真撮影 **無料!**

◎とき

3月20日(土) ・ 4月24日(土)
(春分の日)

午前9時から正午まで(予約不要)

※休日窓口では、マイナンバーカードの申請・交付および電子証明書の更新手続きの受付もします

◎ところ 役場 税務住民課 窓口

◎対象者 南関町に住民登録がある人

◎申請に必要なもの

- ★通知カード } ※お持ちの人のみ
- ★住基カード }
- ★印鑑 ※スタンプ式不可
- ★本人確認書類(表のAを1点、またはBを2点、またはBとCを1点ずつ)



A	運転免許証、運転経歴証明書、住基カード(写真付)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード
B	保険証、年金手帳、年金証書
C	診察券、預金通帳、キャッシュカード、社員証、学生証、公共料金の領収証

◎マイナンバーカード取得のメリット

- ①10年(20歳未満は5年)有効な公的身分証明書
- ②e-Tax(納税)、マイナポータルで手続き
- ③マイナポイント(上限5,000円分)
※令和3年3月までにマイナンバーカードを交付申請した人が対象
- ④住民票・印鑑登録証明書をコンビニで取得
※15歳未満の人はコンビニ交付サービスを利用できません
- ⑤健康保険証として利用可能(令和3年3月から)



マイナンバーカードは郵便局でも申請できます

◎とき

- ・月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで
- ※祝日・休日・年末年始を除く

◎ところ

- ・町内の郵便局

◎申請に必要なもの

- ・QRコードが印刷された交付申請書(右図参考)
※交付申請書は役場窓口で再発行できます
- ・本人確認書類(免許証、保険証など)



問 税務住民課 住民係 ☎57-8502



今月の表紙

第二小学校の3年生がデザインした竹箸が完成し、お披露目会を行いました。写真は、デザインどおりに完成した箸を持ち大満足の子どもたちです。(関連記事は6ページ)